

水先法施行規則の一部を改正する省令案等について

1. 背景

第164回国会において、海上物流の基盤強化を図るため、港湾における物流拠点施設の整備、水先制度の充実・強化、海運の効率化に資する高度船舶技術の実用化支援等の措置を講ずるため、水先法の一部改正を含む「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」が成立し、平成18年5月17日に公布されたところです。

この水先法の一部改正により、水先人の免許制度について、三段階の等級別免許制度を導入するとともに、水先人の免許を取得する場合や水先人の免許を更新する場合の要件が見直されました。また、水先人会制度について、水先人会を法人化し、財務諸表等を作成・公表しなければならないこととするとともに、水先人会は、日本水先人会連合会を設立しなければならないこととされました。さらに、省令により一律的に決められていた水先料金制度について、水先人が水先料金の上限を定めて国土交通大臣の認可を受け、認可を受けた上限の範囲内において届出により水先人が料金を設定することができる制度としたところです。

また、東京湾、伊勢湾・三河湾、大阪湾にある複数の水先区を各湾ごとに統合する等の水先法施行令の一部改正を含む「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が平成18年9月26日に公布されました。

今般、改正水先法及び改正水先法施行令の実施に必要な事項等に関して、所要の措置を講ずるため、水先法施行規則を次のとおり改正するとともに、所要の経過措置を定めることを予定しています。

2. 水先法施行規則の一部改正の概要関係

(1) 水先免許関係

水先人免許取得に必要な乗船履歴等・海技士の免許を以下のとおりとします。

資格	乗船履歴等	海技士免許
一級水先人	2年以上船長として総トン数3千t以上の船舶に乗り組んだこと又は2年以上二級水先人として水先業務に従事したこと。	三級海技士（航海）
二級水先人	2年以上船長若しくは一等航海士として総トン数3千t以上の船舶に乗り組んだこと又は2年以上三級水先人として水先業務に従事したこと。	
三級水先人	1年以上船長若しくは航海士として総トン数千t以上の船舶に乗り組んだこと又は1年以上総トン数千t以上の練習船による実習を受けたこと。	

船舶は平水区域を航行区域とする船舶を除く。

の乗船履歴に関して、起算日を乗船の日から計算する等の所要の措置を講じ

ます。

現在、水先区に急速に水先人を置く必要がある場合等に、水先免許を取得するのに必要な水先修業生としての一定期間以上の実務修習の代わりに、一定の航海実歴を有していれば免許を与えることができる制度について、登録水先人養成施設の制度化に伴い、水先業務を行う能力を習得するために必要な航海実歴を見直す等所要の措置を講じます。

水先免状の様式について、資格の別や有効期間満了日等を加える等所要の措置を講じます。

水先免許の有効期間を次のとおりとします。

初めて二級水先人又は三級水先人の免許を受けた者	3年
満64歳以上の者	4年
満65歳以上の者	3年
上記以外の者	5年

水先免許申請、有効期間の更新の申請及び更新期間前の更新に係る必要書類等及び申請手続き並びに水先免状の返納事由が発生したときに水先人名簿の登録を抹消することに関して必要な規定を設けます。

以前に水先人であつた者に対する試験を行う場合について、改正水先法第六条に規定する欠格事由に該当した者が同条に基づく期間を経過した場合又は水先免許の有効期間を経過した場合を追加します。

(2) 身体検査関係

年1回水先人に義務付けられている身体検査及び水先人試験の身体検査については、身体検査の合格標準に基づく検査項目について、事前に医師により検査を受けた結果に基づき合否を判定することとします。

(3) 水先人試験関係

水先人試験は、登録水先人養成施設の課程を修了した者に対して行うこととします。

水先人が上級の資格の同一の水先区又は同一の資格の他の水先区の免許を取得する場合の水先人試験について、水先法等の事項を免除することとします。

水先人試験の受験申請時の必要書類等の水先人試験に係る申請手続き等に関して必要な規定を設けます。

(4) 強制水先関係

強制水先を免除する制度について、日本籍船に乗り組む船長が一定の航海実歴を有しているため強制水先を免除されている場合、外国人が乗り組んでいても船舶運航の安全を確保するための必要な措置を講ずる等の改正を行います。

(5) 水先料関係

水先料の上限認可申請の申請書の記載事項や添付書類及び水先料の届出書の記載

事項等の水先料の上限認可及び水先料の届出に係る必要な手続きに関して所要の措置を講じます。

(6) 水先人会及び日本水先人会連合会関係

水先人会が会則の変更についての国土交通大臣の認可を受けなくとも良い場合として、水先人会の事務所の所在地の変更とし、財務諸表等の閲覧期間を5年間とします。

日本水先人会連合会の会則の設定又は変更の認可に係る申請書の記載事項等、当該認可の申請手続き等について、所要の措置を講ずるとともに、会則の変更についての国土交通大臣の認可を受けなくとも良い場合として、日本水先人会連合会の事務所の所在地とし、財務諸表等の閲覧期間を5年間とします。

水先人会及び日本水先人会連合会は、地方運輸局長又は国土交通大臣に対して事業報告や収支計算等を報告しなければならないこととします。

(7) その他所要の改正を行います。

3. 改正水先法施行令の経過措置に関する省令の概要関係

水先法施行令の改正による水先区の統合に伴い、統合前の水先区の免許を有する水先人に対する統合後の水先免許の取得に関して、水先法第7条第4項各号に掲げる事項のうち、統合後の水先区において水先業務を行うために必要な知識及び技能に関する事項を出題することとし、免許を取得するための申請手続き等について定めます。

4. 今後のスケジュール(予定)

公	布	：平成19年1月	下旬
施	行	：平成19年4月	1日